

「公共施設の使用料設定あたっての基本方針」改訂素案の概要

第1の柱「利用者負担の原則」

～ まえがき ～

公共施設使用料は、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を図るために、施設を利用する人がその施設の維持・管理等に必要な費用の一部を負担するものです。利用者から見れば、当然金額が低ければ低いほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理経費の不足分は税金でまかなうことになり、施設を利用しない人も含めた市民全体で負担することになります。

利用者負担と税で分かち合う使用料のあり方について、みなさまとともに考え、広くご理解いただけるよう努めてまいります。引き続き、多摩市政にご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

1 第2の柱「共通的な使用料算定ルール」の確立

※H29年策定の基本方針から変更なし

- 使用料は、「**原価（コスト）**」と「**利用者負担率**」に基づき算定。

基本ルール

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{利用者負担率}$$

- **原価**は、施設の維持管理・運営にかかった費用と、建物の取得など資産にかかる費用からなり、減価償却費を含む。

見えるコスト

維持管理・運営経費

(人件費、光熱水費、修繕料、火災保険料など)
※直近3年実績の平均を用いる
※催しなどにかかる費用は除外

見えないコスト

資本に関する経費

(減価償却費^{※1}、公債費(利子分のみ)^{※2}、債務負担行為支出額(利子分のみ)^{※3})

なぜ見えないコストを含めるの？

見えないコストも施設の維持・管理等に必要で費用だからです。施設を利用しない人も含めた市民全体が納得する使用料の金額としてくためにも、施設の維持管理や運営等にかかるすべての費用をコストとし、施設を利用する人の負担と、市民全体の税による負担と、双方のバランスを図ることが適切であると考えています。

- **利用者負担率**は、施設ごとの性質（必需性、市場性・収益可能性、地域・全市的施設）に照らして、**0%、25%、50%、75%、100%**の5段階に割振り、設定している。

利用者負担率	施設
25%	コミセン、地区市民ホール、コミュニティ会館
50%	公民館(会議室)、消費生活センター、TAMA女性センター 総合福祉センター、資源化センター、公園内有料施設 旧多摩聖蹟記念館、古民家、市民活動・交流センター(教室) 図書館活動室、陸上競技場、武道館、八ヶ岳少年自然の家
75%	公民館(ホール・ギャラリー)、温水プール、総合体育館 屋外スポーツ施設、市民活動・交流センター(体育館) パルテノン多摩、学校開放施設、駐輪場

※その他、0%：児童館、老人福祉館、100%：駐車場

※1 減価償却費 …資産の価値減少を費用に反映させるもの。使用料算定では、固定資産の取得に要した支出（取得価額）を、その資産が使用できる期間（耐用年数）で除して算出（定額法）した当該年度分を計上する。

※2 公債費 …公共施設の建設や整備などのために市が発行した地方債（借金）の利子（元金を除く）の支払いに充てられる費用。

※3 債務負担行為支出額 …複数年度にわたる用地や施設の買取などの契約で、割賦による支払いのうち利子（元金を除く）の支払いに充てられる費用。

2 使用料の算定方法 ※附帯設備の考え方を明記したほか、H29年策定の基本方針から変更なし

● 使用料の算定方法

◆ 一定の部屋（区画）を貸し切りで利用する場合（会議室など）

$$\begin{array}{l} \text{1室1時間あたり} \\ \text{の使用料} \end{array} = \frac{\text{（施設全体のコスト} \div \text{施設面積} \div \text{年間使用時間）}}{\text{1㎡1時間あたりの原価（コスト）}} \times \text{貸施設面積} \times \text{利用者負担率}$$

◆ 一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用する場合（温水プールなど）

$$\begin{array}{l} \text{1人あたり} \\ \text{の使用料} \end{array} = \frac{\text{（貸施設にかかるコスト} \div \text{利用者目標数）}}{\text{1人あたりの原価（コスト）}} \times \text{利用者負担率}$$

- 近隣自治体との金額差により市民利用に支障をきたす場合や、原価（コスト）の算出が困難な場合などは、基本ルールによらず、**近隣自治体や類似施設と均衡を図った使用料を設定**するなど、別の方法で算定することができる。

【基本ルールによらない算定を認める施設】

総合体育館、屋外スポーツ施設、陸上競技場、武道館、市民活動・交流センター（体育館）、八ヶ岳少年自然の家、パルテノン多摩、学校開放施設、駐輪場、駐車場

- 施設に一体的に備わっている**附帯設備（備品等）の使用料については、施設使用料に含める。**ただし、別途経費が一定程度発生するものは個別に設定する。

例：ピアノ（調律など特別な管理が必要なため）、夜間照明（稼働率が経費に直接影響するため）

今回の改訂で、こちらの附帯設備の考え方を明記しました。

3 第3の柱「柔軟な料金設定・利用方法」 NEW!

- 利用率や市民サービスを向上させるために、利用状況や地域・社会の変化を的確に把握したうえでニーズにあわせた料金設定や利用方法を柔軟に設定できる。
- 公共施設の将来的なあり方を見据え、設置目的や施設特性等を考慮した上でも極端に利用が少ない施設は、原因を分析し、経営的な視点から料金設定や利用方法を見直し、利用率向上に向けた工夫を行う。その上で改善が見られない場合には、将来的には各施設の機能やサービスの転換等を行っていく。
- 市外の人が施設を利用する場合に、その費用を多摩市民が支払う税金で賄うことは適切ではないため、市外利用者は、**利用者負担率100%以上（市民の使用料の倍額を原則とする）になるよう使用料を設定**する。



● 減免基準

減免	区分
免除	市、市の機関または当該施設の管理運営団体の利用
免除	市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の利用
1/2減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員の半数以上を中学生以下が占める団体の利用 ・ 中学生以下の個人の利用
1/2減額 介助者免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員の半数以上を障がい者が占める団体の利用 ・ 障がい者の個人の利用
減額or免除	その他市長が特別に認める場合

● 柔軟な使用料設定・利用方法

区分	内容
曜日・時間別 割増・割引	稼働率に応じて曜日や時間帯により割増・割引ができる。設定範囲は75～120%。※早期割引との併用不可
早期割引	稼働率の低い曜日や時間帯に早期予約にたいし割引できる。設定範囲は75%まで。※曜日・時間別割増・割引との併用不可
直前割引	直前予約にたいし割引できる。設定範囲は50%まで。
個人利用	多様化する利用ニーズを踏まえ、個人利用可。

多摩市使用料等審議会からの提案をふまえ、個人利用の拡大を図る表記へ変更します！

4 営利等利用への一部開放 **NEW!**

- 営利等利用とは、**経済的利益を生み出すことを目的とした公共施設の利用のこと。**
 - ・ 金銭の取引がその場で発生しなくとも、自社等の営業活動、勧誘活動、販売促進のための研修会、イベント、商談等や契約に繋げる目的（説明会、研修会、会員勧誘活動）で利用するなど、**経済的な利益を生じさせる可能性がある行為**は、営利等利用に該当する。
 - ・ **非営利団体や個人**など、営利を目的とする法人でない場合であっても、営利等利用に該当する行為や活動を行う場合は、**営利等料金の対象**となる。

優先度

- 公共施設の有効活用や利用促進のため、**施設の設置目的にそった利用を優先しながら、空いている利用枠**を営利等利用に対して**一部開放**することができる。

料金

- 営利等利用を認める場合は原則営利等料金を設定する。市外利用者と同様に、営利等利用は原則として**利用者負担率100%以上（市民の使用料の倍額を原則とする）**になるよう**使用料を設定**する。なお、市外の団体等による営利等利用の場合は市外料金を適用した上で営利等料金を適用する。

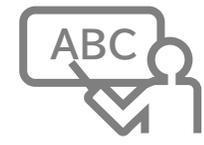
【営利等料金を適用しないケース】

- ・ 入場料や前売り券などの料金を徴収するとき、当該施設に別の定めがある場合
- ・ 施設使用料や原材料費などの実費相当分の会費等の費用を集め、収支が0円以下になる場合
- ・ テキストや資料等の販売について、当該施設の設置目的にそった内容のもので、社会通念上妥当な金額と考えられる場合
- ・ その他市長もしくは教育長が特別に認める場合



営利等利用で利用できる施設はどこなの？ 営利等利用で施設を利用したいときはどうすればいいの？

営利等利用で利用できる対象施設や貸室、また、予約の受付や営利等利用に該当するかどうかの確認などの具体的な運用方法については、各施設の窓口での運用ともあわせて庁内検討を進めているところです。方向性が定まり次第、たま広報や市ホームページなどでお知らせさせていただきます。



5 使用料の改定・基本方針の改訂

※10円未満端数切捨ての考え方の明記や見直し周期の考え方を変更したほか、H29年策定の基本方針から変更なし

- 使用料の改定により、「使用料の目安」が「現在の使用料」を大幅に上回る場合は、急激な負担増を避けるため、**改定上限率**の目安を設定する。（激変緩和措置）

▼個人利用施設以外

現在の使用料の額	改定上限率
250円以下	100%
250円を超え500円以下	80%
500円を超え1000円以下	50%
1000円を超え3000円以下	40%
3000円を超え10000円以下	30%
10000円を超える	20%

▼個人利用施設

現在の使用料の額	改定上限率
100円以下	100%
100円を超える	50%

今回の改訂で、こちらの10円未満端数切捨ての考え方を明記しました。

これまでの、使用料は4年ごと、基本方針は8年ごとに見直すこととしていましたが、今回の改訂では、使用料は4年ごと、基本方針は8年ごとに検証することとし、改定・改訂するか否かは、検証結果や社会情勢などを踏まえて総合的に判断するとしています。

- 使用料の単位は、**10円単位**を基本とし、10円未満の端数は切り捨てる。
- 使用料・基本方針の見直し周期【**使用料：4年ごとに検証、基本方針：8年ごとに検証**】
 - 検証の結果、実際に**使用料改定や基本方針の改訂を行うかどうかは**、経費の変動だけでなく、社会情勢や財政状況、公共施設マネジメントの関連計画なども踏まえて、**総合的に判断**する。
 - **使用料改定**は、すべての施設で一斉に改定することとするが、指定管理者の更新や大規模改修、消費税率の引き上げなどが予定されている場合は、**適切な時期で改定できる**。